



29 循環第902号

平成29年10月20日

愛知県環境審議会

会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀 章



廃棄物の適正な処理の促進に関する条例での排出事業者への
措置強化について（諮問）

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（平成15年愛知県条例第2
号）での排出事業者への措置強化について、貴審議会の意見を求めます。

担 当 環境部資源循環推進課
廃棄物監視指導室
監視グループ

電 話 052-954-6238（ダイヤルイン）

説 明

平成28年1月、食品製造業者等から処理を委託された食品廃棄物が、産業廃棄物処理業者により食品として不正に転売されるとともに、大量に過剰保管されているという不適正処理事案が発覚しました。

本事案発生の要因は、第一に処理業者による不適正処理にあります。排出事業者において廃棄物の処理責任に対する認識が不十分であったことも大きな要因でした。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）では、排出事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理することが義務付けられています。しかし、本事案では、多くの排出事業者において、この処理責任が十分果たされておりませんでした。

本県では、本事案を踏まえた再発防止対策の検討を行い、その中で排出事業者に対しては、排出事業者向け手引書の作成や、講習会及び研修会での指導、関係機関との合同立入検査の実施により排出事業者が法令遵守の徹底を働きかけております。この徹底を図っていくためには、排出事業者への措置強化を行う必要があることから廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（平成15年愛知県条例第2号）の改正について、貴審議会の意見を求めるものです。